

## 募集要領

### 1 概要

神奈川県横須賀市走水に所在する防衛大学校において、学生、教職員及び来校者等の利便性を確保するため、飲料自動販売機の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上の資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

### 3 設置施設の所在地及び名称

神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号 防衛大学校

### 4 設置条件

- (1) 設置方法  
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 販売禁止品目  
飲料のうち、アルコール及びノンアルコール（アルコール度数0.00%）は販売禁止とする。

- (3) 設置場所及び台数  
防衛大学校教育研究B館1階において1台
- (4) その他  
詳細は別添仕様書のとおり。

## 5 応募手続き等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期間に持参または郵送し、募集要領に記載されたフォーマットのとおり作成すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

#### ア 提出書類

##### (ア) 申請書（別紙様式第1） 1部

##### (イ) 企画提案書（別紙様式第2） 18部

他の業者との混同を防ぐため、企画提案書及び付属書類は1部ごとにクリップまたはホッチキス等で編綴すること。ただし、ゼムクリップは衝撃で外れる場合があるため使用しないこと。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
  - b 商品の供給体制
  - c 電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）
  - d ゴミ（空容器）等廃棄物の処分方法
  - e 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力（別紙様式第4）
  - f メンテナンス及びアフターサービスについて
  - g 営業所の営業時間及び営業所から防衛大学校までの所要時間
  - h 横須賀市内での自動販売機設置台数（令和7年3月1日現在）
  - i 過去3年間の法令遵守状況
  - j 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
  - k 省エネルギー・環境対策に係る提案
  - l 衛生管理方法
  - m クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
  - n 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点）
  - o 会社概要
  - p その他のアピールポイント
- ##### (ウ) 企画提案書付属書類 18部
- 販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A列4番）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

- a 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※発効後3ヶ月以内のもの

- b 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可。）

- c 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：申請日直前1年以内に確定した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

（個人：その3の2、法人：その3の3）

※発行後3ヶ月以内のもの

- e 会社概要（様式は問いません。上記b 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレット等を提出する場合は、会社概要は不要です。）

- f 印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のもの

- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）

- h 誓約書（別紙様式第5）

- i 役員名簿（別紙様式第6）

（注）令和7・8・9年度全省庁統一資格「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、a、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒239-8686

神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号（学生会館2階）

防衛大学校総務部厚生課

五十嵐

ウ 提出期間

令和7年3月7日（金）から同年4月4日（金）まで

9時から17時まで（13時から14時を除く。）

※郵送する場合は、提出期限内に郵送すること。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料又は防衛省共済組合に支払う管理手数料を滞納したことがある又はしている場合
- カ 提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合
- キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止する。

6 業者選考及び設置場所の決定

提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。

なお、いかなる理由であっても、業者決定結果については、異議を申し立てることができないものとする。

7 業者決定後の提出書類

決定業者とされたものは、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参または郵送すること。なお、書式等の詳細は決定業者に対し別途連絡する。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書及び付属書類

(2) 提出先

〒239-8686

神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号(学生会館2階)

防衛大学校総務部厚生課

五十嵐

(3) 提出期間

令和7年6月3日(火)から令和7年6月13日(金)まで

9時から17時まで(13時から14時を除く。)

※郵送する場合は、提出期限内に郵送すること。

8 決定業者発表日時及び掲示場所

令和7年6月3日(火) 9時から

防衛大学校ホームページ及び防衛大学校学生会館1階掲示板に掲示

申 請 書

令和 年 月 日

防衛大学校総務部厚生課長 殿

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メ ー ル：

神奈川県横須賀市走水に所在する防衛大学校において、飲料自動販売機の設置及び経営を行うことを希望するので申請します。

また、飲料自動販売機の設置及び経営を行う業者として決定された際は、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

国有財産使用料

【屋内】年額 円／㎡（税抜き） 年額 円／㎡（税込み）

設置後支払う 1 平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを振り、申請印は登録印を使用してください。

## 企画提案書

会社名：

|   |                                           |
|---|-------------------------------------------|
| a | 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 3）                   |
| b | 商品の供給体制                                   |
| c | 電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）                |
| d | ゴミ（空容器）等廃棄物の処分方法                          |
| e | 設置する自動販売機の機種、サイズ及び 1 台あたりの年間消費電力（別紙様式第 4） |
| f | メンテナンス及びアフターサービスについて                      |
| g | 営業所の営業時間及び営業所から防衛大学校までの所要時間               |
| h | 横須賀市内での自動販売機設置台数（令和 7 年 3 月 1 日現在）        |
| i | 過去 3 年間の法令遵守状況                            |

|   |                                                                                      |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------|
| j | 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置                                                              |
| k | 省エネルギー・環境対策に係る提案                                                                     |
| l | 衛生管理方法                                                                               |
| m | クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法                                                  |
| n | 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点）                                                             |
| o | 会社概要<br>(1) 本社所在地<br>(2) 設立年月日<br>(3) 資本金<br>(4) 社員数<br>(5) 自動販売機設置台数（全国）<br>(6) 売上高 |
| p | その他のアピールポイント                                                                         |



## 設置する自動販売機の機種、サイズ及び 1 台当たりの年間消費電力

| 設置場所     | 機種・型番<br>(上段：自動販売機)<br>(下段：ゴミ箱) | サイズ<br>(横幅×奥行) | 年間消費電力<br>(1 台当たり) | 備 考 |
|----------|---------------------------------|----------------|--------------------|-----|
| 教育研究 B 館 |                                 |                |                    |     |
|          |                                 |                |                    |     |

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）。

（記入例）

| 設置場所     | 機種・型番<br>(上段：自動販売機)<br>(下段：ゴミ箱) | サイズ<br>(横幅×奥行) | 年間消費電力<br>(1 台当たり) | 備 考        |
|----------|---------------------------------|----------------|--------------------|------------|
| 教育研究 B 館 | A 1 2 3 4 B                     | 999×730mm      | 970kWh／年           | Wi-Fi 機能付き |
|          | 5 6 7 C                         | 400×500mm      |                    |            |

## 誓約書

- ☐ 私  
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 9 により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う  
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う  
おそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

令和      年      月      日

[illegible]